

群馬大学研究・産学連携推進機構施設利用要項

平成 29. 2. 1 制定
改正 平成 30. 4. 1
令和 3. 6. 10
令和 4. 4. 1
令和 6. 6. 1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）の全学的な研究・産学連携活動の拠点として、研究・産学連携推進機構（以下「機構」という。）内の施設の利用に関し必要な事項を定める。

(施設の区分)

第2 全学的な研究・産学連携活動の拠点として利用に供する機構内の施設（以下「施設」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- (1) 長期利用に供する施設 別表第1に掲げる施設
- (2) 短期利用に供する施設 別表第2に掲げる施設

(利用の目的)

第3 施設は、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 機構に関連する業務
- (2) 機構に関連する本学の教職員が行う施設以外では実施困難な研究
- (3) 機構に関連する各学部等の業務のうち、各学部長等の許可を得たもの
- (4) 施設以外では実施困難な、学生や社会人学び直しのための演習や実験
- (5) 全学的な研究推進のために必要と認められた研究
- (6) 産学連携推進のために必要と認められた研究
- (7) 全学共通利用機器・設備を使用した研究
- (8) 競争的研究費の獲得による大型プロジェクト研究
- (9) 本学の重点支援プロジェクトの研究
- (10) 共同研究講座、共同研究部門において行う研究
- (11) 研究費の総額が300万円以上の共同研究（複数契約の合算も可。ただし、関連する内容に限る。）
- (12) 1年以内に研究費の総額が300万円以上の共同研究契約等への発展が確実に見込まれる研究
- (13) 本学の研究成果を基にした実用化研究及びベンチャー事業
- (14) その他研究・産学連携推進機構長（以下「機構長」という。）が特に認めた研究

(利用の資格)

第4 施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員、学生及びポストドクター
- (2) 本学との共同研究契約等に基づく企業等の共同研究員
- (3) 本学の研究成果の活用を目指す者
- (4) その他機構長が特に認めた者

(利用の申請)

第5 施設を利用しようとする者は、本学教職員名による利用申請書を機構長に提出するものとする。

2 前項の利用申請書の様式は別に定める。
3 施設の利用期間は、次に掲げる期間とする。ただし、機構長が特に認めた場合は、延長することができる。

(1) 第3の第1号から第11号まで、第13号又は第14号の目的により利用する場合
5年以内

(2) 第3の第12号の目的により利用する場合 1年以内

4 第3の第13号又は第14号の目的のうち、研究の結果、本学との共同研究に関する要件が整った場合は、共同研究契約を締結するものとする。

(利用の承認)

第6 機構長は、第5の第1項により利用申請書の提出があったときは、群馬大学研究・産学連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経て、利用の承認の可否の決定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第7 利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、第5の第1項の利用申請書により、速やかに機構長に届け出なければならない。

(利用の報告)

第8 機構長は、毎年及び必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 前項の利用報告書の様式は別に定める。

3 利用者は、施設を利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、施設を利用した旨を明記し、その論文等の写しを機構長に提出しなければならない。

(利用の中止)

第9 機構長は、利用者に次の各号に掲げる行為があったとき又は利用者が管理運営上支障がある研究、活動等を行い、若しくは行うおそれがあるときは、施設利用を中止させるものとする。

(1) 利用申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 利用の承認を受けた研究又は活動以外に利用したとき。

(3) 利用の承認を受けた以外の場所を無断で利用したとき。

(4) 利用の承認を受けた全部又は一部を他の者に転貸して利用させたとき。

(5) 施設（設備備品等を含む。）を滅失し、若しくは毀損したとき又は無断で改造、新設、若しくは移動したとき。

2 本学又は機構が、施設を廃止又は改修を行う場合、機構長は、施設利用を中止させることができる。

(施設の模様替等)

第10 利用者は、研究の遂行上、やむを得ず施設の模様替等を行う場合は、第4の第1項の利用申請書及び必要な図面等を機構長に提出しなければならない。

2 施設の模様替及び利用終了時に伴う原状回復に係る費用は利用者が負担するものとする。

(経費負担)

第11 第3の第8号から第14号までの目的による利用者は、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる施設を利用する場合においては、利用料（別表第1に定める月額に利用月数を乗じて得た金額）及び光熱水料

(2) 別表第2に掲げる施設を利用する場合においては、利用料(別表第2に定める日額に利用日数を乗じて得た金額)

2 別表第1に掲げる施設を利用する場合において、利用の開始又は終了が月の中途となる場合のその月の利用料は、日割り計算により算出する。

3 第1項に規定する経費は、機構長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を免除することができる。

4 光熱水料の算定方法は別に定める。

(機器の搬入等)

第12 利用者は、機構長の承認を得て、研究に必要な機器類等を搬入することができる。

2 利用者は、利用終了時に搬入した機器類等を速やかに搬出しなければならない。

3 前2項に係る費用について、機構は一切負担しない。

(要項の遵守等)

第13 利用者は、この要項及び学内諸規則を遵守しなければならない。

2 機構長は、利用者が前項に違反し、又は運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(損害の賠償)

第14 利用者が故意又は過失により施設又は設備を損傷した場合は、速やかに機構長に報告するものとし、機構長は、その賠償を求めることができる。

(事務)

第15 施設の利用に関する事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第16 この要項に定めるもののほか、施設の利用の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(要項の改廃)

第17 この要項の改廃は、機構会議の議を経て、機構長が行う。

附 則

1 この要項は、平成29年2月1日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

2 暫定措置として、第2の目的に該当しない者で平成28年度から引き続き29年度以降も当該施設の利用を希望する者は機構長に申請書を提出し、利用者として継続利用することができる。ただし、新たに第2の目的に該当する当該施設の利用者が現れた場合、3ヶ月以内に施設を明け渡すものとする。

3 暫定措置による利用の場合、負担する経費に関して機構長は第10の第3項を適用するものとする。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 平成29年2月1日施行の附則第2項及び第3項は、令和4年3月31日を

もって廃止する。

附 則

この改正は、令和6年6月1日から施行する。

施設一覧表(長期利用)

(税込)

地区	棟名称	階層	室名	面積(m ²)	利用料(円)			備考
					単価	月額	年額	
桐生	A棟	1	実験研究室(1)	90	400	36,000	432,000	
"	"	1	客員教授室	25	400	10,000	120,000	
"	"	2	実験研究室(2)	90	400	36,000	432,000	
"	"	2	恒温恒湿室	37	400	14,800	177,600	
"	"	3	エアークシャワー 更衣	9	400	3,600	43,200	
"	"	3	前室	4	400	1,600	19,200	
"	"	3	実験研究室(4)	77	400	30,800	369,600	
"	"	3	クリーンルーム	37	400	14,800	177,600	
"	B棟	1	創造開発室 (101)	64	400	25,600	307,200	
"	"	1	創造開発室 (102)	64	400	25,600	307,200	
"	"	2	創造開発室 (202)	64	400	25,600	307,200	
"	"	3	創造開発室 (301)	64	400	25,600	307,200	
"	"	3	創造開発室 (302)	64	400	25,600	307,200	
"	"	1	創造開発室 (303)	30	400	12,000	144,000	
"	"	1	創造開発室 (304)	30	400	12,000	144,000	
"	"	1	創造開発室 (305)	30	400	12,000	144,000	
"	"	1	創造開発室 (306)	30	400	12,000	144,000	
"	C棟	1	実験室1	138	400	55,200	662,400	
"	"	1	実験室2	112	400	44,800	537,600	
"	"	2	シミュレーション室	117	400	46,800	561,600	

施設一覧表(長期利用)

(税込)

地区	棟名称	階層	室名	面積(m ²)	利用料(円)			備考
					単価	月額	年額	
"	"	2	ATM	21	400	8,400	100,800	
"	"	2	化学室	10	400	4,000	48,000	
"	"	2	暗室	4	400	1,600	19,200	
"	"	2	機器工作室	21	400	8,400	100,800	
"	"	2	研究員室	35	400	14,000	168,000	
"	"	2	評価・計測室	77	400	30,800	369,600	
"	"	3	実験室3	93	400	37,200	446,400	
"	"	3	更衣室	16	400	6,400	76,800	
"	"	3	クリーンルーム1	122	400	48,800	585,600	
"	"	3	前室	4	400	1,600	19,200	
"	"	3	クリーンルーム2	109	400	43,600	523,200	
荒牧	次世代モビリティ社会実装研究センター	1	車両整備開発室101 南側1スロット	105	500	52,500	630,000	
"	"	1	連携実験室107	26	500	13,000	156,000	
"	"	1	連携実験室108	26	500	13,000	156,000	
"	"	1	連携実験室109	26	500	13,000	156,000	
"	"	1	連携実験室110	53	500	26,500	318,000	
"	"	2	連携研究室201	15	500	7,500	90,000	
"	"	2	連携研究室202	14	500	7,000	84,000	
"	"	2	連携研究室203	14	500	7,000	84,000	
"	"	2	連携研究室204	14	500	7,000	84,000	

施設一覧表(長期利用)

(税込)

地区	棟名称	階層	室名	面積(m ²)	利用料(円)			備考
					単価	月額	年額	
"	"	2	連携研究室205	14	500	7,000	84,000	
"	"	2	連携研究室206	14	500	7,000	84,000	
"	"	2	連携研究室208	29	500	14,500	174,000	
"	"	2	連携研究室209	28	500	14,000	168,000	
"	"	2	自動運転研究室215	105	500	52,500	630,000	
"	"	2	連携研究室216	26	500	13,000	156,000	
"	"	2	連携研究室217	26	500	13,000	156,000	
"	"	2	連携研究室218	26	500	13,000	156,000	
"	"	2	連携研究室219	26	500	13,000	156,000	

別表第2(第2の第2号関係)

施設一覧表(短期利用)

(税込)

地区	棟名称	階層	室名	面積(m ²)	利用料(円)	備考
					日額	
荒牧	次世代モビリティ社会実装研究センター	1	管制室105及び遠隔運転室106	79	1,000	
〃	—	—	CRANTS試験路	4,126	20,000	

利用申請書 (新規 ・ 変更)

研究・産学連携推進機構長 殿

申請者(教職員)

所属又は名称

職名又は役職

氏 名

連絡先

TEL :

Eメール :

	所 属	職名等又は学籍番号	氏 名	連絡先:TEL&Eメール
申請者以外の利用者				
利用室名	棟 名 称	室 名	面 積	
搬入機器等	品 名	規 格	数 量	模様替等の有無
利用目的	※要項上の規定条項を記載ください。(例:研究・産学連携推進機構施設利用要項第3の第1号に該当)			
利用名称	※プロジェクト名, 競争的資金の名称, 共同研究の課題名, 実用化研究名及びベンチャー事業名を記載ください。			
利用期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 ※最大5年以内とすること。なお, 要項第3の第12号の目的の場合は, 原則1年以内とする。			
利用時間 (別表第2の施設のみ)	おおよその利用時間を記載ください。(例:毎週火曜～金曜 14時～16時)			
利用概要				
利用計画				
関連する特許等の 出願及び取得状況				
経費負担の財源				

※ 記載する内容により, 適宜様式の行数を変更して作成する。

※ 裏面の「利用条件」に同意したうえで利用申請書を作成する。

利 用 条 件（一般事項）

- (1) 施設利用者は、申請内容に変更が生じたときは、利用申請書を提出するものとする。
- (2) 利用者に次に掲げる行為があったとき又は利用者が管理運営上支障がある研究、活動等を行い、若しくは行うおそれがあるときは、施設利用を中止させるものとする。
- ①利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- ②利用の承認を受けた研究又は活動以外に利用したとき。
- ③利用の承認を受けた以外の場所を無断で利用したとき。
- ④利用の承認を受けた全部又は一部を他の者に転貸して利用させたとき。
- ⑤施設（設備備品等を含む。）を滅失し、若しくは毀損したとき又は無断で改造、新設、若しくは移動したとき。
- (3) 本学が施設を廃止又は改修を行う場合、施設利用を中止させることができる。
- (4) 利用者は、研究の遂行上、やむを得ず施設の模様替等を行う場合は、利用申請書及び必要な図面等を提出しなければならない。
- (5) 施設の模様替及び利用終了時に伴う原状回復に係る費用は、利用者が負担するものとする。
- (6) 利用施設に係る光熱水料等実費負担となるものについて、負担すること。
- (7) 経済情勢の変動、要項の改廃その他の諸事情に基づいて特に必要があると認める場合には、利用料を改定する場合があること。
- (8) 利用者は、機構長の承認を得て、研究に必要な機器類等を搬入することができる。
- (9) 利用者は、利用終了時に搬入した機器類等を速やかに搬出しなければならない。
- (10) 機器類等の搬入・搬出に係る費用は、利用者負担とする。
- (11) 利用者は、学内諸規則を遵守しなければならない。
- (12) 利用者が、学内諸規則に違反し又は運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。
- (13) 利用者が、故意又は過失により施設又は設備を損傷した場合は、速やかに報告するものとし、機構長はその賠償を求めることができる。
- (14) その他本学の管理上の指示に従うこと。

(特記事項)

- (1) 利用料金については、優遇措置がされている。
- (2) 共同研究の要件が整ったら、共同研究契約の締結を行うこと。